

防医教教第631号
27. 3. 30

事務局 長
医学教育部 長
病院 長 殿
教務部 長
防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長

防衛医科大学校における競争的研究資金の不正行為に係る 調査等に関する取扱規則について（通達）

改正 令和4年1月31日

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

（趣旨）

第1条 この取扱規則は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）における競争的研究資金による研究の不正行為又は不正行為の疑いが生じた場合の調査等の細部に
関し、防衛医科大学校の競争的研究資金の適正な運営・管理体制に関する達（平成2
1年防衛医科大学校達第9号）（以下「達」という。）第35条の規定に基づき、必要
な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この取扱規則において、用語の意義は、達第2条に定めるところによる。

（不正行為に関する通報）

第3条 通報要領は、次の各号に定めるところによる。

- 不正行為（不正行為の疑いを含む。以下この条から第5条までにおいて同じ。）が
あると思料する者は、達第29条第1項に規定する通報窓口に通報及び情報提供（以
下「通報等」という。）するものとする。
- 監査官（達第12条第3項に規定する監査官をいう。以下同じ。）及び対策室（達
第25条に規定する対策室をいう。以下同じ。）が自らの職務において不正行為を知

り得たときは、前項と同様に取り扱うものとする。

(受付)

第4条 通報窓口は、原則として通報等を行った者（以下「通報者」という。）の氏名、所属及び住所等並びに研究者等の不正行為の態様及び内容が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本取扱規則に規定する通知及び報告は通報窓口を通じて行うものとする。

2 通報窓口は、匿名による通報等があったときは、研究者等の不正行為の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。

3 通報窓口は、通報者によらない不正行為の指摘があった場合、その内容に応じ第1項本文に準じて取り扱うものとする。この場合、必要に応じ本取扱規則に規定する通知及び報告は通報窓口を通じて行うものとする。

4 通報窓口は、前条第2項による通報等以外の場合において、通報等の内容が不正行為に該当するかの判断が困難な場合は、監査官又は対策室に対し、意見を求めることができる。

(報告等)

第5条 通報窓口に不正行為に関する通報等があったときは、窓口担当者は統括管理責任者及び不正対応委員会（達第30条に規定する不正対応委員会をいう。以下同じ。）並びに対策室に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めたときは、統括管理責任者から関係するコンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）に予備調査を行わせることができるものとする。

3 関係するコンプライアンス推進責任者等は、統括管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、不正対応委員会の協力を得て、当該通報等の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に報告しなければならない。

4 最高管理責任者は、第1項及び前項の報告に基づき、通報等を受付けた日から30日以内に通報等の内容の合理性を確認の上、調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関（配分機関が各府省庁が所管する独立行政法人である場合は、当該独立行政法人を管轄する各府省庁を含む。第6条第3項、第9条第3項、第10条第3項、同条第5項、同条第7項、同条第8項及び第11条第3項において同じ。）に報告するものとする。ただし、報告時期について合理的な遅延理由が生じた場合は、配分機関と協議するものとする。

- 5 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、不正対応委員会に通知するとともに、調査の開始及び不正対応委員会の構成その他必要事項について通報者及び調査の対象となる研究者等（以下「対象研究者等」という。）に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。
- 6 通報者及び対象研究者等は、不正対応委員会の構成等に関し、前項の通知日から7日以内に最高管理責任者に不服申立てを行うことができるものとする。
- 7 最高管理責任者は、前項の不服申立ての内容が妥当と判断した場合、委員会の委員を変更することができるものとし、変更した場合は、通報者及び対象研究者等に通知するものとする。

（調査の実施）

第6条 最高管理責任者は、前条第4項において調査の実施を決定したときは、速やかに不正対応委員会において事実関係を調査させなければならない。

- 2 不正対応委員会は、不正行為の有無、不正行為の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。
- 3 不正対応委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び調査方法等について配分機関に報告し、又は協議しなければならない。
- 4 不正対応委員会は、対象研究者等に対し、関係資料の提出、事実の証明及び事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 5 不正対応委員会は、関係するコンプライアンス推進責任者等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。
- 6 不正対応委員会は、必要に応じて、対象研究者等に対し競争的研究資金の使用停止を命ずることができる。

（調査への協力等）

第7条 対象研究者等は、不正対応委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とする。

- 2 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも受けない。
- 3 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、対象研究者等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。また、情報を守るため適切な保全措置を講じなければならない。

（意見聴取）

第8条 不正対応委員会は、認定を行うにあたっては、あらかじめ対象研究者等に対し、調査した内容を通知し、弁明の機会を与えるものとする。

- 2 対象研究者等は、前項の調査内容の通知日から30日以内に不正対応委員会に意見を提出することができるものとする。この場合において、対象研究者等から意見の提

出があったとき又は意見がない旨の申し出があったときは、不正対応委員会は、30日を経過する前であっても次条に規定する認定を行うことができる。

- 不正対応委員会は、通知日から30日を経過する日までに対象研究者等から意見の提出又は意見がない旨の申し出がない場合は、意見がないものとして取扱うものとする。

(認定)

第9条 不正対応委員会は、原則として調査開始後150日以内に調査結果を取りまとめ、不正行為の有無、不正行為の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行うものとする。なお、調査の過程において、不正行為の事実が一部でも確認された場合には速やかにその事実を認定するものとする。

- 不正対応委員会は、前項の規定に基づき認定した調査結果を統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に報告しなければならない。
- 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、通報者又は対象研究者等及び関係するコンプライアンス推進責任者等に通知するとともに、配分機関に報告するものとする。
- 前項のほか、配分機関の求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。

(不服申立て)

第10条 対象研究者等は、前条第3項の調査結果の通知日から7日以内に最高管理責任者に不服申立てを行うことができるものとする。

- 当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者は、前条第3項の調査結果の通知日から7日以内に最高管理責任者に不服申立てを行うことができるものとする。
- 最高管理責任者は、前2項の不服申立てがあったときは、通報者又は対象研究者等及び関係するコンプライアンス推進責任者等に通知するとともに、配分機関に報告するものとする。
- 最高管理責任者は、第1項又は第2項の不服申立てがあったときは、最高管理責任者の判断により、統括管理責任者から不正対応委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、不服申立ての趣旨が不正対応委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、最高管理責任者は不正対応委員会の委員を変更することができるものとする。
- 最高管理責任者は、再調査の実施を決定したときは、通報者又は対象研究者等及び関係するコンプライアンス推進責任者等に通知するとともに、配分機関に報告するものとする。
- 不正対応委員会は、第4項の再調査の指示があったときは、速やかに再調査を行い、再調査を開始した日から30日以内に、その結果を統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に報告するものとする。
- 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する決定を行い、その結

果を不服申立てをした者及び統括管理責任者に、統括管理責任者は不正対応委員会に通知するとともに、配分機関に報告するものとする。

- 8 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて不服申立てをした者及び統括管理責任者に、統括管理責任者は不正対応委員会に通知するとともに、配分機関に報告するものとする。
- 9 不服申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度の不服申立てをすることはできない。

(最終報告書)

第11条 不正対応委員会委員長は、第9条による調査結果の通知後、通報者若しくは対象研究者等から不服申立てがなく、その内容が確定したとき、又は前条第1項若しくは第2項による不服申立てに対し、同条第7項若しくは第8項の決定が行われたときは、最終結果を速やかに統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の最終結果報告、関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象制度以外の競争的研究資金の管理監査体制の状況、再発防止策等必要事項を加え、最終報告書としてとりまとめるものとする。
- 3 最高管理責任者は、不正行為の内容が不正使用である場合、前項でとりまとめた最終報告書を原則として通報等を受付けた日から210日以内に配分機関に報告しなければならない。ただし、報告時期について合理的な遅延理由が生じた場合、配分機関と協議するものとする。

(措置)

第12条 最高管理責任者は、第9条第3項、同条第4項又は前条第3項による報告の結果、当該配分機関から不正使用に係る競争的研究資金の返還命令を受けたときは、対象研究者等に当該額を返還させるものとする。

- 2 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。
- 3 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正行為が認められなかったときは、必要に応じて通報者及び対象研究者等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(調査結果の公表)

第13条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正行為が行われたとの認定又は悪意に基づく通報等の認定があったときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに最終調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。

2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された場合は、原則として公表しないものとする。ただし、調査事案が学外に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができるものとする。
(守秘義務)

第14条 不正対応委員会の委員及び不正行為の調査に関係した者は、達第38条に基づき当該調査上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を離れた後も同様とする。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和4年1月31日から施行する。